

出井昌子議員に対する問責決議

宇都宮市議会基本条例において、議員は、市民の多様な意見を的確に把握するとともに、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って行動することが求められている。

そうした中、宇都宮市議会に提出された陳情第 72 号「議員が提訴した裁判費用の公開を求める陳情」をめぐり、出井昌子議員から、当該陳情を議長預かりとすることを求める申入書及び当事者としての意見書が提出された。申入れでは、陳情者に事実関係等を説明した上で、訂正、差替え、取下げ、再提出等を本人の意思により検討する機会を設けるよう求めている。これに加え、代理人弁護士からは、本件に関する意見書が提出されている。

選挙によって選ばれた議員は、その公的活動について、市民から幅広い意見や評価を受ける立場にあり、これらを真摯に受け止め、向き合う姿勢が求められる。

このような立場にある議員が、自らを対象とする陳情について、名誉毀損のおそれ等を理由に議長預かりを求め、さらに、陳情者に取下げ等を含む対応を検討する機会を設けるよう議会側に求めたことは、自らの権利を主張する場合であっても、市民の自由な陳情活動を尊重する観点から、より慎重な対応が求められる。特に、陳情の対象である議員自らが、その取下げ等を含む対応について議会側に働きかけることは、陳情者に対する圧力と受け取られかねず、市民が議会に自由に意見や要望を申し出ることを萎縮させるおそれがある。

また、代理人弁護士からは、費用の調査や公表の方法によっては法的問題が生じるおそれがある旨の意見が示されているが、自らの権利を主張する場合であっても、市民の自由な陳情活動や、議会による自主的かつ公正な審査に十分配慮すべきである。

陳情は、市民が市政や議会に対する意見や要望を直接議会に届ける重要な制度である。自らの活動について寄せられた市民の批判や評価を真摯に受け止めるべき立場にありながら、陳情の取扱いや陳情者への対応について一連の申入れを行った出井議員の姿勢は、市民の代表である議員としての配慮を欠くものであり、その政治的・道義的責任は重いと言わざるを得ない。

よって、宇都宮市議会は、出井昌子議員に対し、今回の一連の対応について厳重に問責するとともに、今後、市民の自由な陳情活動を尊重し、当事者としての権利行使に当たっても、他者の権利及び議会の公正な運営に十分配慮して行動するよう強く求める。

以上、決議する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

宇 都 宮 市 議 会